

# 令和2年度灘区地域包括支援センター運営協議会

## 次第

令和2年8月12日(水)  
午後1時30分～3時  
灘区役所5階健康教育室

### 1. 開会

### 2. 挨拶

### 3. 議題

- (1) 令和元年度あんしんすこやかセンターの運営状況について
  - ①各センター月別実績報告書 . . . . .【資料1】
  - ②あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況
- (2) 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書について . . . . .【資料2】
- (3) 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取り扱いについて
  - 指定居宅介護支援事業所の選定における確認書の受理状況— . . . . .【資料3】
- (4) 令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について . . . . .【資料4】
- (5) 区運営協議会における報告事項の見直しについて . . . . .【資料5】

#### 【以下、非公開】

- (6) 特定事業所へのサービス集中率について 非公開 . . . . .【資料A】
- (7) 地域包括ケア充実のための事業目標について 非公開 . . . . .【資料B】
- (8) その他

### 4. 閉会

## 令和2年度灘区地域包括支援センター運営協議会 委員名簿

(選出区分別、敬称略)

	分 野	氏 名	所属機関・団体名
保健医療福祉 関係者	神戸市医師会	おかだ しろう 岡田 司郎	灘区医師会 岡田クリニック
	神戸市歯科医師会	いりえ ようけい 入江 庸介	灘区歯科医師会 入江歯科医院
	神戸市薬剤師会	きん さちみ 金 幸美	灘薬剤師会 すみれ薬局
	神戸市老人福祉施設連盟	たねいね けんたろう 種稲 憲太郎	特別養護老人ホーム 陽だまりの家さしろ
	兵庫県民間病院協会神戸支部	なかがわ しのぶ 中川 しのぶ	金沢病院
	神戸市シルバーサービス 事業者連絡会	やの さとし 矢野 賢	デルタサプライ株式会社
	神戸介護老人保健施設協会	なまきり ともこ 名切 智子	介護老人保健施設 ケアホームすばる
利用者代表	神戸市婦人団体協議会	たまだ はる代 玉田 はる代	灘区連合婦人会
地域団体	神戸市民生委員 児童委員協議会	たけうち れいこ 竹内 玲子	灘区民生委員児童委員協議会
	灘区社会福祉協議会	まつむら よしたか 松村 吉隆	灘区社会福祉協議会事務局
行政	神戸市	きむら たいぞう 木村 泰三	灘区保健福祉部

事務局名簿

氏 名	所 属
てら おか きわこ 寺 岡 佐和子	灘区保健福祉部 健康福祉課長
あい おい かおる 相 生 薫	健康福祉課 あんしんすこやか係長
おお かつ かづ えい 大 澤 和 恵	健康福祉課あんしんすこやか係 健康支援担当係長
たぬ の けい かつ 棚 野 恭 範	灘区社会福祉協議会 地域支援課長
いち かつ あさ ぼん 市 川 麻 帆	健康福祉課あんしんすこやか係

## 区地域包括支援センター運営協議会 開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日  
保健福祉局長決定

### (趣旨)

第 1 条 神戸市の介護保険制度において地域の様々な資源を統合した地域包括ケアを提供することを目的とし、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として「地域包括支援センター」を設置する。この地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、専門的な見地及び市民の立場から広く意見を求めることを目的として、「神戸市地域包括支援センター運営協議会」（以下「市協議会」という。）を、また、各区において、「区地域包括支援センター運営協議会」（以下「区協議会」という。）を開催する。

### (内容)

第 2 条 区協議会においては、次の事項について意見を求めるものとする。なお、区協議会において各委員より出された意見については、必要に応じて市協議会において報告する。

- 1 区内の地域包括支援センターの業務を支援するため、関係機関との連携に関する事項。
- 2 その他区の地域包括支援センターの運営に関する事項。

### (委員)

第 3 条 区協議会に出席する委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。神戸市老人福祉施設連盟、(社)神戸市介護老人保健施設協会、(公社)神戸市民間病院協会、神戸市シルバーサービス事業者連絡会、(社)神戸市医師会、(公社)神戸市歯科医師会、(社)神戸市薬剤師会、神戸市民生委員児童委員協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会の各代表、利用者代表及び市関係職員。

### (任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

### (議長)

第 5 条 区協議会には、議長を置く。

- 2 議長は会議の進行をつかさどる。
- 3 議長は各区保健福祉部長をもって充てる。
- 4 議長は必要に応じて市協議会委員の出席を要請できる。
- 5 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (関係者の招集)

第 6 条 各区協議会において、議長は必要があると認めた場合は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第7条 区協議会は、原則これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときには、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱(平成25年3月27日市長決定)を適用する。

(庶務)

第8条 区協議会の庶務は各区保健福祉部健康福祉課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、区協議会の運営に関して必要な事項は各区保健福祉部長が別に定める。

付則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

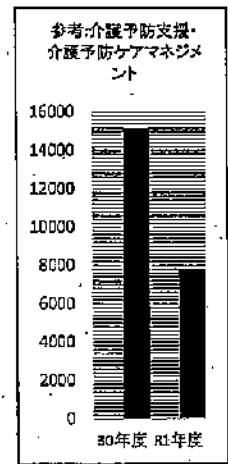
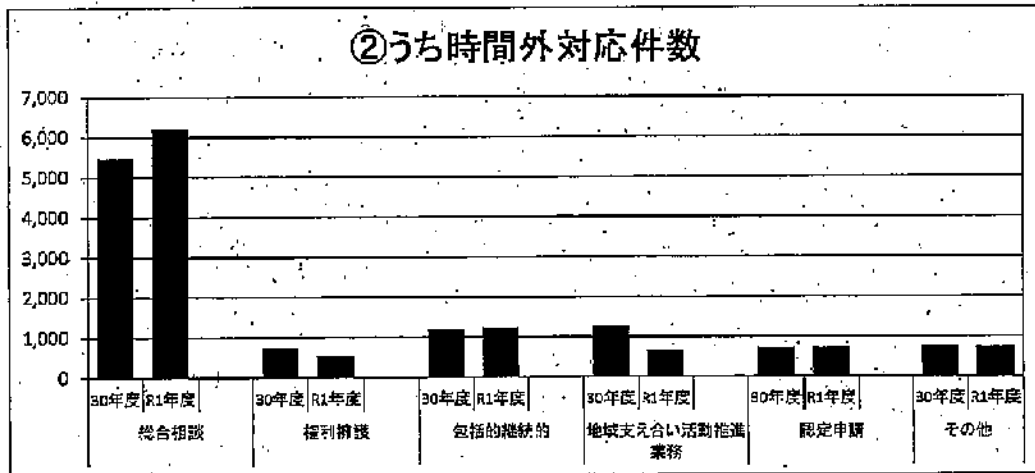
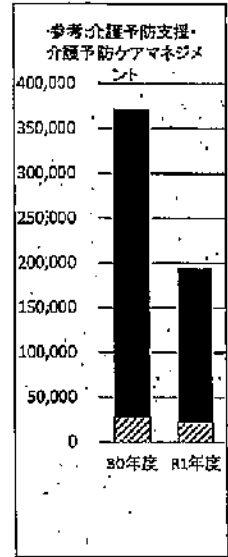
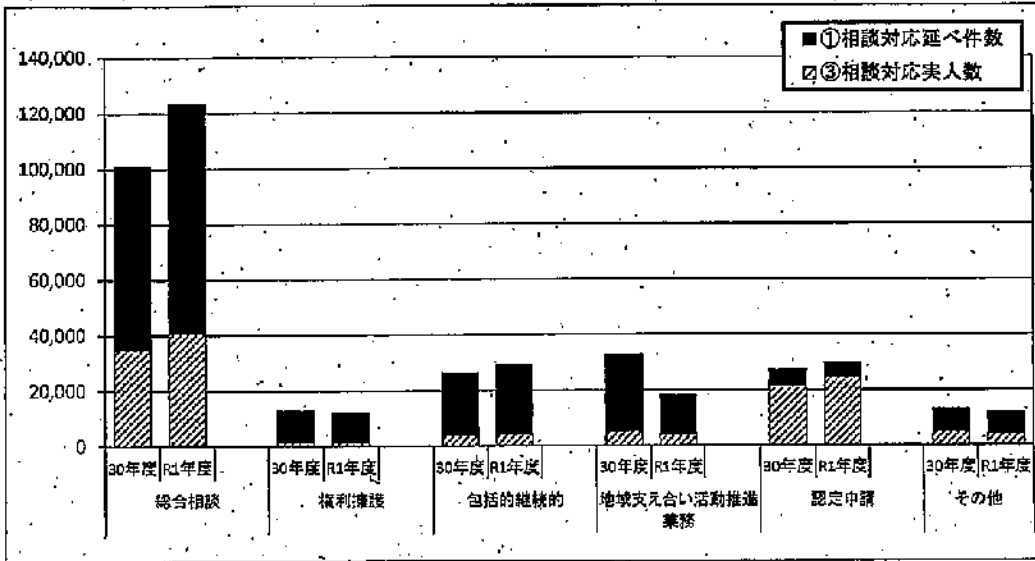
令和元年度  
あんしんすこやかセンター  
運営状況について



# 令和元年度 実績報告書(全市)

## 1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



	総合相談							権利擁護	包括的継続的				地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	成年後見制度		措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援					困難事例対応
電話	42,725	6,428	10,814	7,674	1,579	117	120,459	1,053	126	6,203	224	11,160	7,680	5,535	4,306	7,288	281,673
うち時間外対応	2,235	169	514	499	107	1	5,395	28	3	289	12	432	372	201	142	537	10,954
来所	13,109	1,174	2,658	1,051	843	293	6,625	234	7	495	21	1,805	850	1,265	8,208	1,584	40,218
うち時間外対応	855	83	155	89	54	16	274	15	0	39	0	88	39	26	275	84	2,082
訪問	11,632	875	4,075	8,084	1,106	686	56,368	437	44	1,528	97	2,084	2,316	5,768	16,442	1,958	113,433
うち時間外対応	490	28	155	311	54	31	1,639	9	3	86	3	66	107	132	285	70	3,481
その他	2,825	808	1,878	3,188	322	32	10,641	263	27	1,973	84	1,407	-1,313	5,535	1,844	1,287	38,317
うち時間外対応	163	10	80	95	13	2	492	4	0	56	1	77	57	295	33	44	1,482
①相談対応延べ件数	72,295	9,093	19,222	20,887	3,847	1,129	194,284	1,997	204	8,200	206	17,397	12,958	16,722	20,800	12,093	418,641
前年度比	0%	23%	-	-1%	30%	6%	-48%	-5%	-23%	-7%	-20%	14%	7%	-45%	9%	-7%	-20%
1圏域あたり(件)	901	104	248	268	48	14	2,481	26	3	118	5	210	162	232	392	155	5,367
②うち時間外対応件数	3,741	308	814	974	228	50	7,880	56	6	470	16	588	575	674	749	745	17,259
前年度比	-6%	14%	-	-12%	68%	56%	-48%	-41%	-75%	-21%	-36%	8%	-1%	-47%	1%	-8%	-29%
1圏域あたり(件)	48	4	12	12	3	1	100	1	0	6	0	9	7	9	9	10	230
③相談対応実人数	24,198	2,498	4,674	6,838	777	308	22,352	490	36	651	213	3,326	1,053	3,936	24,233	4,313	-
前年度比	-6%	16%	-	11%	49%	9%	-20%	-5%	-28%	-14%	-8%	14%	6%	-24%	13%	-13%	-
1圏域あたり(人)	310	32	80	85	23	12	288	5	0	8	3	43	13	51	310	55	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数  
 ※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	68	50	45	3	15	181
実人数	53	46	45	3	15	162

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容	対象人数	令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発		236,343 件	1.1%	3,030.0 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	163 件	5.2%	2.1 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	205,335	27,495

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

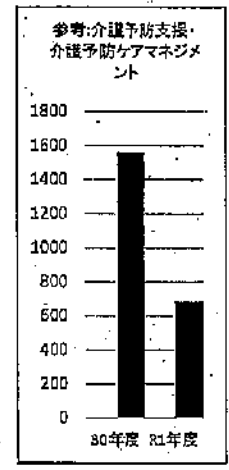
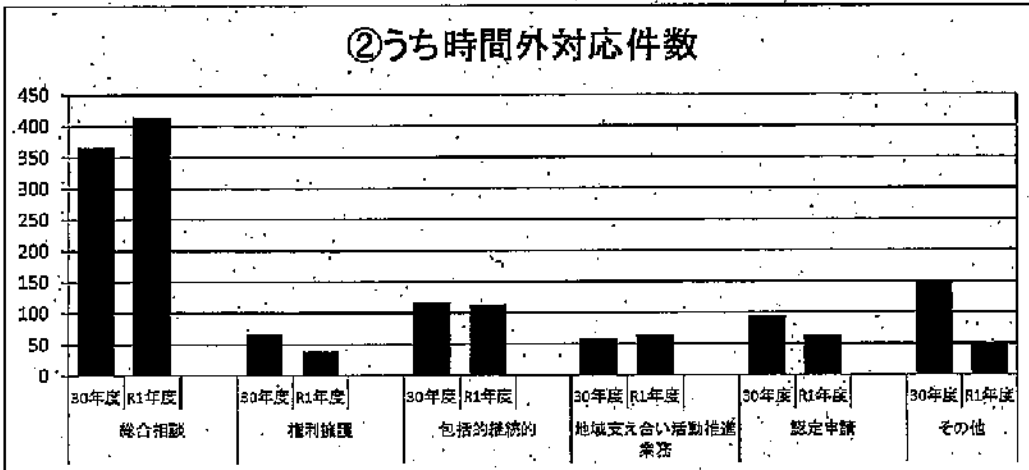
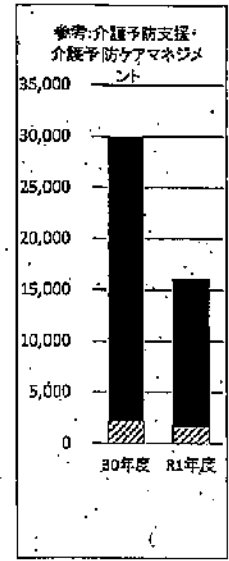
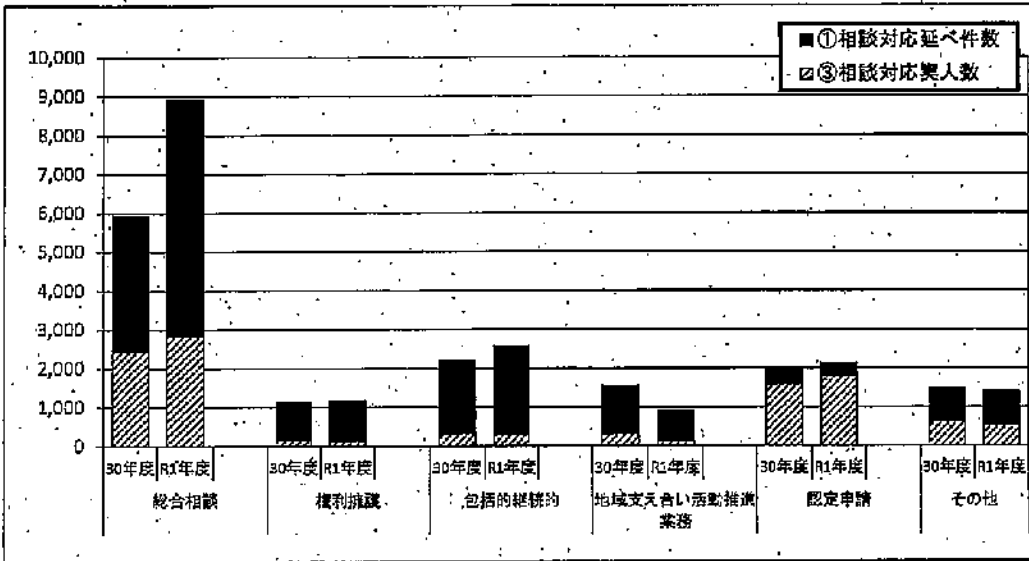
実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	244 件	-16.7%	3.1 件
	参加人数	4,809 人	-24.5%	61.7 人
	(内訳)協議体開催数	112 件	-16.4%	1.4 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	341 件	+14.8%	4.4 件
	参加人数	1,229 人	-29.1%	15.8 人
自センター主催の会議等	開催数	648 件	-47.2%	8.3 件
	参加人数	8,850 人	-49.1%	113.5 人
小地域支え合い連絡会	開催数	656 件	-10.7%	8.4 件
	参加人数	7,041 人	-10.6%	90.3 人
行政等主催の会議等	開催数	3,893 件	-19.5%	49.9 件
	参加職員数	5,183 人	-20.5%	66.4 人
地域主催の会議等	開催数	6,558 件	9.0%	84.1 件
	参加職員数	9,460 人	6.0%	121.3 人
ケアマネ等研修会	開催数	311 件	-12.4%	4.0 件
	参加人数	3,294 人	-11.7%	42.2 人
介護リフレッシュ教室	開催数	390 件	-11.0%	5.0 件
	参加人数	3,722 人	-11.0%	47.7 人
運営推進会議	開催数	1,232 件	-17.5%	15.8 件
	参加職員数	1,348 人	-20.0%	17.3 人
研修	回数	2,137 件	-26.1%	27.4 件
	受講職員数	3,400 人	-29.9%	43.6 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	1,523 件	-	19.5 件
	参加職員数	2,366 人	-	30.3 人
他機関との連絡調整	件数	69,226 件	-18.1%	874.7 件



# 令和元年度 実績報告書(灘区)

## 1. 相談対応実績件数及び人数

※「1.相談対応実績件数及び人数」の「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント」に計上していた介護予防ケアマネジメントにかかるモニタリングやサービス担当者会議の実施回数は、R1年度より「4.介護予防ケアマネジメント」に計上するよう変更。



	総合相談							権利擁護	包括的継続的				地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計	
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険除外サービス	基本チェックリスト	その他		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害					ケアマネシフト支援
電話	3,432	810	1,119	184	78	4	10,174	97	28	442	14	893	738	342	328	702	19,037
うち時間外対応	174	12	52	21	4	0	488	1	0	29	0	66	36	40	10	28	870
来所	766	77	181	22	42	18	468	12	2	49	1	131	81	61	667	150	2,628
うち時間外対応	43	2	11	0	0	1	18	0	0	4	0	1	4	2	25	8	118
訪問	885	68	377	698	76	40	4,734	26	2	194	13	238	226	377	1,026	369	9,273
うち時間外対応	33	1	12	24	1	1	140	0	0	8	0	1	3	19	28	13	277
その他	212	65	98	50	20	5	672	17	2	268	6	110	-145	127	203	154	2,154
うち時間外対応	13	0	2	6	0	1	32	1	0	0	1	3	1	3	3	3	89
①相談対応延べ件数	5,295	721	3,177	1,574	216	27	16,048	192	30	693	21	1,072	1,094	907	2,324	1,995	33,122
前年度比	23%	-4%	-	23%	25%	26%	-47%	10%	102%	5%	-83%	12%	20%	-42%	8%	-6%	-25%
1圏域あたり(件)	758	103	254	122	31	10	2,293	22	5	136	5	198	171	130	303	199	4,733
②うち時間外対応件数	269	15	77	67	5	1	688	2	0	36	0	71	43	64	34	32	1,235
前年度比	-6%	-42%	-	13%	-88%	0%	-68%	100%	-	-35%	-91%	11%	-20%	10%	-32%	-65%	-41%
1圏域あたり(件)	38	2	11	7	1	0	98	0	0	5	0	10	8	9	9	7	205
③相談対応要員数	1,637	238	434	338	117	15	1,708	131	7	59	23	217	75	125	1,975	525	-
前年度比	-5%	-12%	-	-3%	9%	30%	-20%	-23%	40%	-18%	-44%	-18%	-9%	-80%	13%	-18%	-
1圏域あたり(人)	234	34	62	48	17	8	244	4	1	8	3	30	11	18	254	75	-

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外(休日、祝日を含む)に受付・対応した件数

※R1年度より総合相談支援のうち、「認知症に関する相談」を追加 p5

2. 苦情件数(再掲)

	センター	えがねの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
案件数	5	3	7	1	1	17
来人数	5	3	7	1	1	17

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	13,584 件	4.7%	1,940.6 件
緊急対応件数(事故対応等)	件数	28 件	55.6%	4.0 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	13,614	2,162

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		令和元年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発		13,584 件	4.7%	1,940.6 件
地域ケア会議	開催数	18 件	-14.3%	2.6 件
	参加人数	336 人	-18.4%	48.0 人
	(内訳)協議体開催数	1 件	-75.0%	0.1 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	20 件	-13.0%	2.9 件
	参加人数	60 人	-38.2%	8.6 人
自センター主催の会議等	開催数	44 件	-58.4%	6.3 件
	参加人数	387 人	-64.6%	55.3 人
小地域支え合い連絡会	開催数	80 件	-5.9%	11.4 件
	参加人数	907 人	-21.9%	129.6 人
行政等主催の会議等	開催数	350 件	-40.2%	50.0 件
	参加職員数	537 人	-39.9%	78.7 人
地域主催の会議等	開催数	550 件	-4.7%	78.6 件
	参加職員数	801 人	-8.2%	114.4 人
ケアマネ等研修会	開催数	15 件	-25.0%	2.1 件
	参加人数	187 人	-13.5%	23.9 人
介護リフレッシュ教室	開催数	34 件	-15.0%	4.9 件
	参加人数	229 人	-18.5%	32.7 人
運営推進会議	開催数	82 件	-24.8%	11.7 件
	参加職員数	92 人	-24.6%	13.1 人
研修	回数	193 件	-30.6%	27.6 件
	受講職員数	437 人	-22.4%	62.4 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	101 件	-	14.4 件
	参加職員数	152 人	-	21.7 人
他機関との連絡調整	件数	3,688 件	-54.7%	524.0 件

# 月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援										合計				
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト	介護予防・生活支援	成年後見制度	遺言作成	消費者被害		消費者被害			
電話	42,720	5,426	10,914	7,574	1,579	117	1,043	126	5,203	224	11,150	7,600	4,906	7,268	281,679
2%訪問相談	2,233	180	514	480	107	7	28	8	289	12	432	372	142	587	10,954
来所	13,107	1,174	2,656	1,051	840	293	224	7	495	21	1,805	850	8,200	1,564	40,218
2%訪問相談	855	83	195	69	54	16	15	0	39	0	88	39	275	54	2,082
訪問	11,532	975	4,075	3,604	1,106	606	437	44	1,529	97	2,054	2,816	15,442	1,953	113,453
2%訪問相談	490	25	155	311	54	31	9	3	86	3	68	107	289	70	3,451
その他	2,925	608	1,678	3,188	322	32	263	27	1,973	64	1,407	1,313	1,844	1,287	33,317
2%訪問相談	153	10	90	95	13	2	4	0	56	1	77	57	33	44	1,432
合計	70,295	8,083	19,223	20,837	3,847	1,128	1,997	204	3,200	405	16,397	12,659	29,800	13,069	416,641
2%訪問相談	3,741	308	814	974	228	60	56	6	470	16	563	576	759	745	17,959
来人数	24,199	2,498	4,674	6,833	1,770	909	390	36	651	213	3,346	1,051	24,213	4,513	101,222

センター番号:	金市
センター名:	

2. 苦情件数(再掲)

センター	えがいの窓口	サービス課	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	66	50	45	3	164
来人数	59	46	45	3	162

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	19,928	対象人数	298,343
(内訳)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	7,527	対象人数	65,315
緊急対応件数(毒物相談等)	件数	163		

4. 介護予防ケアマネジメント

種類	管理数			うち新規数			うち継続数			うち委託数			委託先のうち新規数		
	従来型	簡易型	セル型	189	81	0	189	81	0	189	81	0	189	81	0
総合事業のサービスのみのみ															
手前付	介護予防支援			282			282								122
モニタリング	回数	206,335	サービス担当者会議												27,485

5. 地域支援えがいの活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	244	開催数	4,809
(内訳)協議体連絡を有するもの	開催数	312		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	341	回数	1,229
自センター主催の会議等	開催数	648	開催数	8,850
小地域支援えがいの連絡会	開催数	656	開催数	7,041
行政等主催の会議等	開催数	3,993	開催数	5,183
地域主催の会議等	開催数	6,558	開催数	9,480
ケアマネ等研修会	開催数	311	開催数	3,294
介護ケアマネジメント教室	開催数	390	開催数	3,722
運営推進会議	開催数	3,822	開催数	13,947
研修	回数	2,137	回数	3,400
住民主体活動の場方支援	参加回数	1,623	参加回数	2,386
個別ケア対応に関する他機関との連絡調整	件数	68,228	件数	
(内訳)ケース検討会	開催数	1,763	開催数	

# 月別実績報告書 その1

## (R1年度年間)

センター番号:	02
センター名:	港区

### 1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

種別	総合相談支援				高齢者 発見制度	権利擁護				3か月継続ケア プログラム	困難事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・ 通所相談	認知症に 関する相談	緊急対応 要請		介護保険 外サービス	成年 発見制度	措置	高齢者 虐待						
電話	8,432	510	1,119	184	78	97	29	442	14	893	739	342	328	702	19,087
25歳未満児	174	12	52	21	4	1	0	20	0	58	35	40	10	28	970
25歳未満児	768	77	181	22	42	12	2	48	1	131	81	81	557	150	2,828
25歳未満児	43	2	11	0	0	0	0	4	0	1	4	2	25	8	119
訪問	385	68	373	558	78	28	2	194	13	233	223	377	1,026	388	9,273
25歳未満児	33	1	12	24	1	0	0	3	0	1	3	19	26	13	277
その他	212	65	98	50	20	17	2	258	5	110	145	127	202	154	2,154
25歳未満児	13	0	2	5	0	1	0	0	1	3	1	3	3	3	59
合計	5,295	721	1,775	864	216	162	35	933	34	1,372	1,184	907	2,124	1,395	33,142
25歳未満児	263	15	77	51	5	2	0	36	1	71	43	64	64	52	1,435
実人数	1,927	238	434	336	117	31	7	58	23	211	75	125	1,775	628	7,590

### 2. 苦情件数(再掲)

センター	えがきの 窓口	サービス 業者	介護保険 制度整備	その他	合計
延性数	3	0	7	1	11
実人数	0	0	7	1	17

### 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	13,504
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	対象人数	4,802
緊急対応件数(準法対応等)	件数	28	

### 4. 介護予防ケアマネジメント

種類	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
従来型	2,551	7	2,544	61	1
新島型	2,990	5	2,985	5	1
セルフ型	40	0	40	0	0
介護予防支援	119	24	95	0	0
モニタリング	13,614	サービス担当者会議	回数	2,182	

### 5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	16	0	336
(内数)協議体維持を行うもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	20	0	60
自センター主催の会議等	会議数	46	0	387
小地域支え合い連絡会	開催数	80	0	907
行政等主催の会議等	会議数	350	0	537
地域主催の会議等	会議数	580	0	801
ケアマネ等研修会	開催数	15	0	167
介護リフレック講座	開催数	34	0	229
運営推進会議	開催数	8	0	397
研修	回数	183	0	437
住民主体活動の後方支援	参加回数	101	0	182
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	3,698		
(内数)ケース検討会	開催数	158		

# 月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	12
センター名:	高円あらしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										介護予防ケアマネリスト	成年後見制度	障害者支援	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談					介護相談												
	介護相談	入所・通所相談	認知症に関する相談	要介護相談	介護相談(外)	介護相談(外)	介護相談(外)	介護相談(外)	介護相談(外)	介護相談(外)								
電話	53	4	5	7	1	0	481	0	0	14	2	12	3	35	0	23	544	
うち訪問外対応	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	
来所	50	3	6	0	3	2	21	0	0	6	0	4	7	8	67	9	136	
うち訪問外対応	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	
訪問	60	1	2	37	1	6	500	0	0	15	3	0	6	46	131	19	839	
うち訪問外対応	1	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8	
その他	3	1	7	2	3	0	29	0	0	32	2	0	13	1	27	10	130	
うち訪問外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	166	9	20	45	8	9	1,040	3	0	67	7	17	29	88	225	61	1,759	
うち訪問外対応	6	0	0	1	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	2	2	18	
実人数	84	4	5	14	7	8	205	0	0	4	4	13	2	7	204	21	682	

## 2. 苦情件数(再掲)

センター	元が店 の窓口	サービス 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
案件数	0	0	1	0	2
実人数	0	0	1	0	2

## 3. 広報啓発 緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	2,976
(内訳)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	対象人数	161
緊急対応件数(緊急対応等)	件数	3	

## 4. 介護予防ケアマネジメント

タイプ	管理数	うち新規数	うち継続数	うち要介護 と新規数
従来型	0	1	0	0
簡易型	0	1	0	0
セル型	0	0	0	0
介護予防支援	0	3	0	0
回数	1,570	サービス担当者会議	回数	229

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

## 5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	37
(内訳)協議体機能を有するもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	参加人数	0
自己主導の会議等	開催数	参加人数	0
小地域支え合い連絡会	開催数	参加人数	105
行政等主催の会議等	開催数	参加職員数	35
地域主催の会議等	開催数	参加職員数	81
ケアマネ等研修会	開催数	参加人数	12
介護リフレックション	開催数	参加人数	18
運営推進会議	開催数	参加職員数	24
研修	回数	受講職員数	24
住民主体活動の体方支援	参加回数	参加職員数	19
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数		
(内訳)ケース検討会	開催数		

# 月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	13
センター名:	大甲線部あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数 (新規を含む)

	総合相談支援										介護予防 相談員	合計				
	介護相談	入所・ 退所相談	認知症に 関する相談	実働支援	介護保険 外サービス	基本 相談員	介護予防 相談員	成人 発達障害	高齢者 障害	消費者 被害			困窮事例 対応	地域 支え合い 活動	認定申請	その他
電話	1,987	21	615	35	14	2	2,657	2	122	6	191	156	0	1	22	5,211
当面型対面	40	1	17	1	0	0	88	0	6	0	20	0	0	0	0	161
来所	110	3	45	5	3	0	48	0	8	0	10	3	0	48	4	291
36時間対面	5	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	12
訪問	205	2	153	153	9	5	761	1	62	4	35	21	82	160	5	1,657
25時間対面	7	0	2	1	0	0	32	0	0	0	0	0	0	6	1	49
その他	54	3	39	11	3	1	48	0	23	1	10	15	0	44	6	253
36時間対面	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	4
合計	1,735	29	832	204	29	8	3,509	3	206	11	246	186	82	293	36	7,412
36時間対面	52	1	22	2	0	0	105	0	8	0	20	9	0	8	1	226
実人数	322	16	128	37	15	7	242	3	14	5	46	6	25	242	18	1,126

## 2. 苦情件数 (再掲)

センター	えがが の窓口	サービス 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	3	1	0	1	5
実人数	3	1	0	1	5

## 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	858
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	7	80
緊急対応件数(事故対応等)	件数	5	

## 4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち 新規数
総合事業のサービスのみ	40	2	38	0	0
簡易型	49	1	48	0	0
セルフ型	0	0	0	0	0
介護予防支援	12	2	10	0	2
モニタリング	1,389	サービス担当者会議	回数	198	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

## 5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	56
(内数)協議体機能向上のもの	開催数	0	
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数 2
自センター主催の会議等	開催数	11	参加人数 72
小地域支え合い連絡会	開催数	9	参加人数 125
行政等主催の会議等	開催数	47	参加職員数 103
地域主催の会議等	開催数	106	参加職員数 133
ケアマネ研修会	開催数	2	参加人数 11
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数 30
運営推進会議	開催数	1	参加職員数 10
研修	回数	25	要請職員数 30
住民主体活動の後方支援	参加回数	4	参加職員数 4
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	472	
(内数)ケース検討会	開催数	23	

# 月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	14
センター名:	六甲あふしんセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										外注予約支援 件数(予約)	合計					
	介護相談	入所 或併居相談	認知症に 関する相談	介護保険 受給指導	介護保険 外サービス	基本 生活相談	成年 後見制度	措置	高齢者 虐待	消費者 被害			知的障害 児の権利				
電話	737	38	52	0	5	1	527	8	13	78	3	65	89	3	13	28	1,636
訪問相談	72	1	7	0	0	0	40	0	0	10	0	6	7	0	2	4	149
来所	138	8	22	2	4	4	20	1	0	14	0	8	14	5	64	0	304
その他	20	0	5	0	0	0	3	0	0	3	0	1	3	0	9	0	50
訪問	241	8	21	19	18	11	216	4	0	13	3	17	50	5	100	5	730
その他	18	1	0	1	1	1	11	0	0	2	0	0	0	0	5	0	44
その他	81	7	7	1	4	2	80	0	2	131	2	21	7	2	13	4	384
その他	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	15
合計	1,197	99	102	21	31	13	913	13	15	236	8	111	140	15	190	37	3,006
その他	125	2	12	1	1	1	69	0	0	15	0	7	10	0	21	4	258
実人数	253	25	42	12	18	15	202	4	2	9	6	18	8	12	168	23	915

## 2. 苦情件数(再掲)

センター	センター への苦情	介護保険 制度全般	その他	合計
	0	0	0	0
	0	0	0	0

## 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	1,581
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	48	570
緊急対応件数(事故対応等)	件数	2	

## 4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	実施数			実施数のうち 委託数
		うち新規数	うち継続数	うち委託数	
従来型	10	0	0	0	0
簡易型	30	0	0	0	0
セルフ型	6	0	0	0	0
介護予防支援	15	5	10	0	4
予防心付	回数	1,081	サービス担当者会議	回数	158

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

# 月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	15
センター名:	大石あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援			介護予防ケアマネサポート			療育相談			地域支援活動			認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実需相談	介護保険・外サービス	基本サービス	成年後見制度	障害	高齢者虐待	消費生活	認知症対応	地域支援活動			
完結	266	113	56	16	20	0	2,005	0	28	2	30	68	63	79	2,868
35期別対応	7	3	3	1	0	0	90	0	0	0	2	2	2	7	131
未済	97	5	13	0	5	8	82	4	7	0	6	4	70	8	318
35期別対応	4	2	2	0	0	1	3	0	4	0	0	0	8	1	20
期間	75	3	39	35	9	12	454	2	12	2	17	76	181	48	868
35期別対応	1	0	4	3	0	0	17	0	0	0	0	1	5	0	31
その他	16	21	13	4	3	0	189	4	17	1	8	13	80	18	405
35期別対応	1	0	0	0	0	0	12	0	0	1	1	0	1	0	18
合計	482	142	121	58	38	18	2,730	52	64	5	79	161	409	154	4,620
35期別対応	13	5	8	4	0	1	131	0	6	1	3	3	14	8	188
実人数	204	28	41	28	12	18	145	7	8	6	25	13	320	34	902

## 2. 苦情件数(再掲)

センター	入がの窓口	サービス課	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	2	0	0	2
実人数	0	2	0	0	2

## 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	510
(内科)介護予防普及啓発に該当するもの	回数	16	224
緊急対応件数(等症対応等)	件数	5	

## 4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規	うち継続	うち委託	委託数 うち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型	0	0	0	0
	既型	0	0	0	0
	セルフ型	0	0	0	0
予防給付	介護予防支援	0	0	0	0
モニタリング	回数	2,978	サービス担当者会議	回数	486

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。





# 月別実績報告書 その1

(R1年度年間)

センター番号:	17
センター名:	玉子あんしんすこやかセンター

## 1. 相談対応実績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援										介護予防 サービス 利用状況	合計			
	介護相談	入府 退所相談	認知症に 関する相談	実態把握	介護相談 外サービス	基本 チェックリスト	権利保護 指室	高齢者 虐待	児童者 被害	知的障害者 ケアマネ対応			困難事例 対応	地域 支援 活動	認定申請
電話	191	113	84	48	5	0	928	0	0	0	16	23	163	23	1,782
3ヵ月間面談	16	4	11	17	1	0	40	0	0	0	0	0	36	4	140
来所	76	10	20	3	3	0	28	2	1	8	1	18	69	28	271
3ヵ月間面談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6
訪問	168	19	72	183	15	2	337	1	23	1	9	29	109	135	1,223
3ヵ月間面談	1	0	4	16	0	0	4	0	0	0	0	1	18	2	61
その他	28	20	13	21	0	0	82	3	15	0	6	3	107	25	327
3ヵ月間面談	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	2	1	12
合計	460	165	189	255	23	2	1,363	9	81	2	39	56	397	252	3,613
3ヵ月間面談	22	4	15	35	1	0	45	0	0	0	0	1	67	8	208
実人数	144	48	81	110	14	2	118	3	0	0	20	2	84	198	848

## 2. 苦情件数(再掲)

	センター	えが治 の窓口	サービス 業者	介護保険 制度全般	その他	合計
件数	2	0	2	0	0	4
実人数	2	0	2	0	0	4

## 3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	2,861
(内数)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	770	対象人数 1,590
緊急対応件数(事故対応等)	件数	8	

## 4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数 うち新規数	回数
総合事業のサービスの予 防給付	2	1	1	0	0
セルフレイ	0	0	0	0	0
介護予防支援	2	4	2	0	3
モニタリング	1,540	サービス担当者会議	回数	182	

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

## 5. 地域支援えが活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	参加人数	2	参加人数	19
(内数)協議体機能を有するもの	開催数	0			
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	1	
自センター主催の会議等	会議数	4	参加人数	33	
小地域支援えが連携会	開催数	3	参加人数	26	
行政等主催の会議等	会議数	40	参加職員数	65	
地域主催の会議等	会議数	34	参加職員数	38	
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	2	
介護リフレクチュア勉強	開催数	5	参加人数	59	
運営推進会議	開催数	0	参加職員数	0	
研修	回数	32	研修職員数	80	
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0	
個別ケース対応に関する他機関との連携調整	件数	509			
(内数)ケース検討会	開催数	18			

# 月別実績報告書 その1

## (R1年度年間)

センター番号:	18
センター名:	西園あんしんすこやかセンター

### 1. 相談対応乗績件数及び人数(新規を含む)

	総合相談支援				個別支援				介護予防 マネジメント	高齢者 福祉サービス	介護 職員研修	その他	合計	
	入所・ 通所相談	訪問 相談	電話 相談	その他	介護 相談	介護 相談	介護 相談	介護 相談						
電話	123	39	13	1	9	1	1,993	25	1	28	82	7	328	2,697
56時間外対応	5	0	0	0	0	0	85	0	0	0	4	0	1	97
茶所	48	10	8	9	2	1	204	3	0	0	19	10	82	492
56時間外対応	1	0	2	0	0	0	9	0	0	0	1	1	6	26
訪問	52	13	13	36	10	2	1,569	7	0	28	25	5	128	2,220
56時間外対応	5	0	0	2	0	0	60	0	0	1	1	0	2	78
その他	18	5	2	6	1	2	260	8	0	8	23	2	11	424
56時間外対応	0	0	0	4	0	1	7	0	0	0	0	0	0	13
合計	241	66	36	64	18	8	4,116	43	1	62	149	24	310	5,833
56時間外対応	11	0	2	8	0	1	161	0	0	1	6	2	5	214
乗人数	189	23	18	48	14	5	434	7	1	9	21	0	214	1,231

### 2. 苦情件数(再掲)

センター	えが谷 の窓口	サービス 課	介護保険 制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0
突人数	0	0	0	0	0

### 3. 広報啓発 緊急対応

広報・啓発	回数	対象人数	合計
(内訳)介護予防普及啓 発に該当するもの	回数	8	345
緊急対応件数(事故対応等)	件数	4	

### 4. 介護予防ケアマネジメント

類型	管理数	うち新規数	うち継続数	新規数	合計
総合事業のサービスのみ					
従来型		1			0
新類型		2			0
セルフ型		0			
介護予防支援		0			0
モニタリング	回数	2,156	サービス担当者会議	回数	445

セルは合計数ではなく、当該年度の3月の数値が入っています。

令和元年度 灘区における地域ケア会議の実施状況

	地域課題	個別課題	検討した課題・テーマ	認知症	見守り	資源づくり	生活支援	自立支援	ケアマネジメント支援	介護予防	その他
高羽	<input type="checkbox"/>		圏域内の地域資源を関係機関に知ってもらい、グループワークを通じて認知症・介護予防への取り組みについて考える。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	認知症で一人暮らしの方の環境変化による混乱に対し、民生委員や病院など地域を含めて、対応の統一を図り、今後の地域での認知症支援に繋げていく。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
大戸塚	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (認知症)	「閉じこもり高齢者」をテーマに事例検討を行い、閉じこもり高齢者への関わりについてそれぞれの立場から考える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
六甲		<input type="checkbox"/>	認知症疑いで家族が遠方にいる独居女性の自宅での生活について考える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>	市営住宅に住む認知症のある独居女性の今後の生活拠点について考える。	<input type="checkbox"/>							
		<input type="checkbox"/>	認知症の方が住み慣れた地域で生活することについて考える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
大石	<input type="checkbox"/>		①自治会の活動の現状についての確認：情報交換		<input type="checkbox"/>						
	<input type="checkbox"/>		②「友愛ボランティア活動について」の講義		<input type="checkbox"/>						
		<input type="checkbox"/>	認知症の方への関りや見守りについて役割を確認し今後の支援方法を考える。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
徳原	<input type="checkbox"/>		社会資源の情報をどう共有し発信していくのかについて、他地域の先進的な住民活動の実例を知り、意見交換を行う。								<input type="checkbox"/> (つながりづくり)
		<input type="checkbox"/>	物取られ妄想のある高齢者について、関係者間で情報を共有し課題を整理し、今後の方向性を検討する。	<input type="checkbox"/>					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> (認知症対応型、資源活用)
		<input type="checkbox"/>	支援者に対して被害妄想が激しく介入困難な高齢女性の支援について	<input type="checkbox"/>							
		<input type="checkbox"/>	夫婦で施設入所するもトラブルが続き、在宅に戻り生活をするようになったケースに対する支援について						<input type="checkbox"/>		
		<input type="checkbox"/>	地域資源を住民で共有するには何が出来るか。どう発信するか。								<input type="checkbox"/> (つながりづくり)
王子		<input type="checkbox"/>	身寄りがなく独居で、自宅内の片づけが自力で困難なケースについて検討。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> (ゴミ屋敷対策)
		<input type="checkbox"/>	地域の独居高齢者で支援を頼みに拒まれていたケースについて検討。		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				
西灘	<input type="checkbox"/>		地域の認知症による徘徊やフレイル予防を自分ごととして認識でき、協力し合えるネットワークを意識できる地域を目指す。								<input type="checkbox"/> (地域課題の検討とネットワーク形成)
		<input type="checkbox"/>	認知症の進行した利用者が地域で安全安心して過ごすにはどうしたらよいか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		

令和元年度 あんしんすこやかセンター連絡会等の実施状況

	連絡会名称	開催実績	実施内容
あんしんすこやかセンター関係	あんしんすこやかセンター連絡会	年12回(月1回)	各センターの活動報告と意見交換を行う。
	保健師・看護師連絡会	年6回 (1~2ヶ月に1回)	センターの保健師・看護師の定例会。地域での介護予防活動の情報共有。
	社会福祉士連絡会	年8回 (1~2ヶ月に1回)	センターの社会福祉士の定例会。虐待研修会の計画、権利擁護に関する取組み、事例検討。
	主任ケアマネジャー連絡会	年8回 (1~2ヶ月に1回)	センターの主任ケアマネの定例会。灘区内の主任ケアマネに対する研修会「主任ケアマネのつどい」の開催。
	地域支え合い推進員連絡会	年6回 (1~2ヶ月に1回)	センターの地域支え合い推進員の定例会。見守り活動の報告。独居高齢者に配布する情報誌「ほのほの灘」の発行。
認知症地域資源 構築事業	ワーキング	年6回	認知症に関する講座や区全域での取組みについて検討。出席者は各あんしんすこやかセンターと区社協と区。
	認知症高齢者声かけ訓練	年0回	六甲摩耶、大石で開催予定であったが、コロナの影響で実施できず。
	回想法	年1回	回想法ボランティアのフォローアップとして、灘区回想法ボランティア交流会を開催。
	認知症サポーター養成講座	年4回	4センター圏域で実施。
	認知症ライフサポート研修	年1回	1センター圏域で実施、参加者36名。
高齢者虐待防止 運営委員会	運営委員会	年1回	平成27年度より実施。座長は関西国際大学山本秀樹准教授。区全体としての高齢者虐待の取組みを検討、情報共有を行う。
	研修会	年1回	高齢者虐待に関する研修；居宅介護支援事業所、訪問看護、訪問看護、小規模多機能 参加者71名。
	小委員会	年1回	平成28年度より実施。センターの社会福祉士2名と専門部会(えがおの窓口、通所介護、訪問介護、訪問看護の世話人)代表者が出席。研修会の内容を検討。



令和2年度  
あんしんすこやかセンター  
事業計画書について





## 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 12

あんしんすこやかセンター名： 高羽あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

経験のある看護師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、地域支え合い推進員1名、以上4名で、運営を行ないます。センター休業日は日曜日と年末年始で、夜間・休日の対応は、電話を転送することで24時間365日いつでもセンター職員と連絡が取れる体制を確保しています。

### 2. 職員の配置について

運営管理者 1名

経験のある看護師 1名

主任介護支援専門員 1名

社会福祉士 1名

地域支え合い推進員 1名

### 3. 総合相談支援業務について

対応した職員が不在の場合でも相談者に不利益が生じないように、毎朝のミーティングでの申し送りやミーティング記録を作成して回覧する他、個別の記録も活用して職員間での情報共有を行い、初期相談からその後の相談までセンターとして迅速且つ継続的な対応ができる体制を整えます。

専門性を活かしたチームアプローチが実践できるように、センター内でケース検討会を行い、4職種で対応方針を検討します。また、個々の相談力のスキルアップを図るために、少なくとも年4回は、ホワイトボードを活用した検討会を実施します。

加えて、総合相談の個別ケースを整理・分析し、個別の相談事例から抽出した課題が地域の課題へとつながるように取り組んでいきます。

### 4. 権利擁護業務について

社会福祉士が他の3職種と連携し、消費者被害や高齢者虐待の予防・早期発見・対応、成年後見制度の利用支援を行います。

灘区あんしんすこやか係と灘区内のあんしんすこやかセンター社会福祉士が作成した「老後の不安はありませんか？」のパンフレットを小地域支え合い連絡会でまず民生委員に配布して広報啓発を行います。消費者被害については、地域行事へ参加している高齢者にチラシを配布し、被害防止に努めます。成年後見制度についてはパンフレットを活用して説明を行います。高齢者虐待の相談や通報があった際は、速やかに対応します。

虐待ケースの個別対応は、行政や関係者と連携し、神戸市高齢者虐待防止対応マニュアル（第3版）の改訂箇所を確認し、内容に沿って迅速且つ組織的に対応することに努めます。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

介護支援専門員同士のネットワークづくりにおいて、六甲あんしんすこやかセンターと合同で2圏域内にある居宅介護支援事業所間の交流会を定期的に開催します。交流会では、研修や情報交換などを行ない、ケアマネジメント実践力の向上にも努めます。

個別ケースについては、居宅介護支援事業所の介護支援専門員がセンターへ相談しやすくなるために、顔合わせができる研修会への参加や委託業務等の日々のやりとりから良好な関係が作れるように意識して対応します。

その上で、支援困難事例の支援へ繋げ、個別地域ケア会議の開催等、課題解決に向けて取り組んでいきます。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

自立支援を基本とし、利用者が主体的に介護予防に取り組めるように、ケアプランを作成します。相談受付から支援開始まで迅速に対応します。

今年度は、介護予防普及啓発活動として、地域の高齢者に対し、介護予防の必要性について、意識や関心を持ってもらえるように年6回、高齢者の集いの場に参加して、関連機関と連携をとりながら広報啓発活動を行います。フレイル予防についても、地域の住民に少しずつでも浸透するよう、関係者と連携し取り組んでいきます。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

地域の高齢者が、住み慣れた地域で孤立することのないよう、地域住民同士で見守り、支え合いができる地域づくりの支援を行います。

民生委員の交代等もあったため、顔の見える関係、気軽に相談できる関係づくりを行い、支援の対象となる方を早期発見できるようにしていきます。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

神戸モデルの普及啓発のために、若い世代を含めた地域住民に広報活動を行います。具体的には、地域で活動している子育てサークルへ、パンフレットを使って神戸モデルの説明を行います。必要に応じて認知症サポーター養成講座も実施します。

また、制度の対象となる高齢者や家族へは、認知症診断助成制度・事故救済制度や神戸市安心登録事業を具体的に説明し、制度の利用へ繋げます。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

民生委員児童委員協議会の定例会や給食会、小地域支え合い連絡会、地域のつどいの場等、民生委員や地域住民が活動する場へ出向き、気軽に情報交換ができる関係を構築できるように努めます。民生委員や地域団体等からの相談があれば、迅速に対応し、対応結果等、連絡・報告を密に行い、相談しやすい良好な関係が継続できるように行動します。また、小地域支え合い連絡会で、民生委員が見守りをしている中で困っていることを共有したり、事例を通してセンターの役割を知って頂く機会を作っていきます。

#### 10. 医療機関との連携について

医療介護サポートセンターと連携し、多職種連携の会議や事例検討への参加を行うことで医療機関とのネットワークを強化します。また、圏域内の医療機関とは、これまでの個別ケースの対応や地域ケア会議の場以外に、センターの広報も兼ねて個別に病院や薬局へ訪問し、顔の見える関係作りのもと連携強化を図ります。

#### 1.1. その他関係機関との連携について

圏域内の民生委員児童委員協議会・ふれあいのまちづくり協議会・病院・薬局・えがおの窓口・サービス事業所・区・区社協とは、圏域全体の地域ケア会議を通して、ネットワーク機能の強化、地域課題の発見、課題解決の方法等を検討し、高齢者が住みやすい地域となるよう、協働します。

#### 1.2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

社会資源の紹介については、特定の事業所、法人、個人への紹介が偏ることのないように、相談者へ複数の選択肢を提示し、その上で選定して頂きます。

## 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：13

あんしんすこやかセンター名：六甲摩耶

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について
  - ・センターの窓口営業時間は、月曜日～金曜日の9時～18時とする。
  - ・夜間、休日の電話対応については、併設する特別養護老人ホームの宿直者や出勤者が対応。緊急案件については、センター職員へ連絡が入り対応を行う。
  - ・原則営業時間内は事務所に職員を配置、緊急対応時は携帯電話への自動転送を行い、必ず電話が繋がる体制を確保する。
2. 職員の配置について
  - ・センター職員4職種と専任の予防プランナーを配置する。
3. 総合相談支援業務について
  - ・地域住民、地域団体、民児協、医療介護関係者、行政等からの相談に応じ、適切な支援に繋がられるよう連携を図り、対応していく。
  - ・虐待や困難ケースについては、職員2名で実態把握を行う。収集した情報については、センター全員で対応できるよう朝礼時等を利用し情報の共有を図り、切れ目ない対応を行う。
4. 権利擁護業務について
  - ・消費者被害については、給食会や地域行事等に参加し情報収集を行う。得た情報については、センター独自で啓発チラシを作成し、地域団体、民児協、ふれあいのまちづくり協議会、老人会、婦人会、医療機関、介護サービス事業所等へ配布を行い、注意喚起を図る。
  - ・消費者被害の相談があった場合は、関係者や関係機関と連携を図り、速やかに対応を行う。
  - ・高齢者虐待の早期発見、早期対応を図る為、センター内や関係者、地域住民やサービス事業所等と連携がスムーズに行えるよう個人情報の取り扱いに留意しながら情報共有を行い、対象者やその家族を支援していく。
  - ・外部研修等に参加。参加していない職員に復講を行い、職員の資質維持向上を図る。
5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について
  - ・圏域内の介護支援専門員や委託先の介護支援専門員、センター職員の資質維持向上を目的に王子あんしんすこやかセンターと合同でケアマネリフレッシュサロンを開催。介護支援専門員同士の横のつながりが出来るようグループワークなども取り入れる。
  - ・圏域内の経験が浅い介護支援専門員に対し、相談対応の時間を多く持つ等を行い、サポート体制を維持する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

- ・ フレイルや介護予防について、地域主催の行事や圏域内にある医療機関(11カ所)に対し、神戸市作成のリーフレットを用いて広報啓発を行う。
- ・ 相談対応を行った高齢者を中心にフレイル状態と思われる方については、地域で行われている体操教室や集いの場、フレイル支援事業の情報提供を行う。参加希望があれば、地域団体等と連携し参加に繋がるようサポートしていく。

7. 地域支え合い活動推進事業について

- ・ ほんのぼの灘のセンターページを活用し、センターが把握している社会資源やセンター主催の行事の情報提供を行う。
- ・ 老人会や婦人会をはじめ地域団体を訪問し、センターの広報啓発を行い、地域の課題やニーズ等の聞き取りを実施。聞き取った情報や課題を地図に集約。年度末に集約した情報や課題の整理を行い、次年度の取り組みに繋げていく。

8. 認知症に関する取り組みについて

- ・ 地域住民に対して、神戸モデルの啓発活動を行う。
- ・ 地域住民に対して、認知症の正しい理解と対応を学ぶ機会として、認知症サポーター養成講座やライフサポート研修、高齢者声かけ訓練を開催する。
- ・ 相談があった場合には、訪問など早急に実態把握を行う。介護サービスが必要な場合には、介護保険に繋ぐ。本人の拒否等により適切に支援ができない場合には、認知症初期集中支援チームへ相談、支援を仰ぐ。

9. 民生委員等地域との連携について

- ・ 定期的に開催している給食会や小地域連絡会等に参加し、民児協との連携を深めて行く。
- ・ ふれあいのまちづくり協議会の定例会をはじめ、行事等へ参加し、連携を深めて行く。
- ・ 小地域ごとに個別地域ケア会議を開催できるように、地域団体に働きかけていく。

10. 医療機関との連携について

- ・ 医療介護サポートセンターや認知症初期集中支援チーム、医療機関との連携を図っていく。

11. その他関係機関との連携について

- ・ 圏域内の交番に年1回以上はセンター職員が出向き、センター周知と情報共有を図っていく。
- ・ 他の制度や地域福祉ネットワーク等必要な機関へ相談を行い、連携を図っていく。

12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・ センターマニュアル等各自で熟読し、常に公平かつ中立を意識し業務に取り組む体制を整える。

## 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：14

あんしんすこやかセンター名：六甲あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

『神戸市あんしんすこやかセンター運営方針』、『地域包括支援センター業務マニュアル』、事業計画、事業目標を職員全員が意識しつつ業務を遂行する。

平日と土曜日（祝日含む）は事務室待機を当番制とし、電話や来所の相談対応を行う。夜間・休日（日曜日と年末年始）は転送設定した携帯電話を職員が交代で携行し、24時間相談連絡体制を敷く。

個人情報の保護については、当法人の『個人情報保護方針』に則り、『個人情報取扱い事務チェックリスト』の項目を遵守して業務を行う。

### 2. 職員の配置について

経験や適材適所を考慮した上で保健師もしくは経験のある看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、地域支え合い推進員の4職種と加配職員等を配置。

### 3. 総合相談支援業務について

家族や地域の民生委員、医療機関などから、介護申請や認知症についての相談がある。担当者が不在でも迅速に対応できるよう、毎日の朝礼、終礼や記録の回覧等で情報共有を行い、相談に対してセンターとして責任を持つ。

『気軽に相談できるセンター』を目標にして、相談しやすい環境づくりに努める。その為に全職員が地域へ積極的に出て、多機関と顔なじみになる。

また、様々な相談に適切に対応するため、研修会等に参加しスキルアップを図る。

### 4. 権利擁護業務について

成年後見制度については弁護士や司法書士、成年後見支援センター、その他関係団体と連携し、高齢者の権利侵害の防止・財産保全の視点で支援する。

高齢者虐待の早期発見のため、居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、医療機関向けの啓発として、「気づきのチェックシート」やセンター広報チラシを配布するなど働きかけていく。

また、民生委員をはじめとする地域住民に対しても広報・啓発に努める。相談を受けた際には『神戸市高齢者虐待防止の手引き』の内容を遵守し、区保健福祉部への通報（疑いを含む）はもとより、関係機関と連絡を密に行い、緊急時は迅速に対応する。

消費者被害に関してはクーリングオフ制度の支援や消費生活センター、警察等と連携を図ると共に、地域へ被害の未然防止・拡大防止のための情報提供を行い注意喚起する。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

介護支援専門員とのスムーズな連携を図るために、介護支援専門員が相談しやすい関係を構築する。

また、圏域内の介護支援専門員向けの情報交換会（内容は研修、事例検討など）を主催し、介護支援専門員同士の繋がりやケアマネジメント力の向上に寄与する。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

本人の自立支援を目的とした視点、公平・中立な立場でのケアマネジメントを展開していくことに留意し、モニタリングやサービス事業所からの評価、医療機関との情報交換などを通じて、要支援者や事業対象者等のニーズや情報を把握し、速やかに支援するよう努める。

委託居宅介護支援事業所に対して、センターが責任を持って、ケアプラン等の確認はもとより必要に応じて相談の対応や適切な助言を行う。

地域住民がフレイル予防に関心を持ち、取り組める場を増やすため啓発する。“催し”または“介護予防教室”の開催にあたっては参加者が増えるよう、興味のあるテーマや身近な場所を紹介するなど工夫して広報する。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りや支援が必要な高齢者だけでなく、元気な高齢者にとっても住み慣れた地域で孤立することのないように、地域住民同士で見守り、支え合える地域づくりの支援を行う。具体的には、住民主体のお茶会や趣味の会等、高齢者が生きがいや楽しみを持って参加できるような活動への後方支援を行う。また、会への参加を通して見守り合う体制づくりの支援も行う。

ネットワーク構築と資源開発を目指し、個別課題の地域ケア会議の開催実績を積み重ね、担当圏域での地域課題の地域ケア会議の開催を継続して行う。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

地域住民が認知症について正しく理解し、地域で支え合う環境を作るため、認知症サポーター養成講座の開催支援を継続して行う。若年層の認知症サポーター養成講座の受講者を増やすため、マンションへの働きかけを続け、その他の機関や団体でも開催できるよう、関係性構築を目指す。

神戸市高齢者安心登録事業について、地域住民や関係機関へ情報提供を行うとともに、必要に応じて本事業及び捜索協力者としての登録を促す。

「認知症神戸モデル」について、地域住民への情報提供を続けるだけでなく、必要な方に有効に活用いただけるよう、具体的な説明も含め、個別での支援を行う。また受診時に備え、医療機関に足を運んで関係づくりや情報交換を継続して行う。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

今年度も引き続き、センター主催の小地域支え合い連絡会や給食会、介護予防カフェ等の地域の行事・集まりへ参加し、「高齢者の見守りがしにくい」、「心配な高齢者がいる」など様々な相談に対応する。時には同行訪問するなど、民生委員等との良好な関係を継続する。

#### 10. 医療機関との連携について

介護予防ケアマネジメント、認知症に関する相談や高齢者虐待、支援困難ケースなどで専門的な助言を受け、相談できるよう必要時には協働するなど連携していく。地域ケア会議において医

療機関に声を掛けるのはもちろん、医療機関と介護事業所や地域住民との橋渡し役となれるよう、センター主催の会のチラシを持って挨拶へ行き、センターと医療機関との関係づくりに努める。

1 1. その他関係機関との連携について

「地域包括ケアシステム」の実現のため、「地域ケア会議」の開催により、行政をはじめ、社会福祉協議会、居宅サービス事業所、医療機関、民生委員、自治会はもとより、その他警察、消防等々の団体とも連携を取っていく。

1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

居宅介護支援事業所の選定においては、利用者・家族から希望を確認し、特定の所がなければ事業所一覧を提示し、選択していただく。また、介護予防サービスや総合事業サービス、それ以外の社会資源を活用し支援する場合は、複数の事業所等を情報とともに分かりやすく提示し、利用者が選択しやすいように配慮する。



## 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：15

あんしんすこやかセンター名：大石あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

営業時間帯においては、可能な限り当該センター職員が窓口担当者として常駐し、やむを得ず窓口業務を行えない場合にあっても携帯電話への緊急連絡が行える体制を確保します。夜間・休日においては併設施設の日直、宿直職員の協力を得ながら窓口担当業務を行い、緊急または対応困難なケースの場合にあってはセンター職員への連絡、相談が行える体制を確保します。

### 2. 職員の配置について

資格、職歴、経験年数を十分に配慮し、地域包括支援センター業務に適した職員を配置するとともに、各職員の研修への参加、資質向上の為の取組を積極的に行っていきます。センターの加配職員や予防専任ケアマネジャーを配置し、センター職員の業務軽減を図ります。

### 3. 総合相談支援業務について

当法人の理念である〈個人が人間として尊厳を持って、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活が送れるように支える〉に沿って、他の事業所・各種関係機関と連携をとり援助していきます。

来所・電話等にて相談があった場合には相談受付票を作成し、相談受付集計表及び把握台帳に入力して職員間で情報共有が行えるようにします。

相談内容に適した制度、サービスの情報提供、各種関係機関の紹介を行い、継続的・専門的な対応が必要な場合は訪問し、関係者から情報収集を行い、課題を明確にし、支援計画の策定を行います。

また、日々、朝・夕に申し送りを行いセンター職員間の情報の共有や事例検討等を行います。

### 4. 権利擁護業務について

虐待の通報があった場合はマニュアルに沿って速やかに対応していきます。

悪質商法による被害を防止するため、小地域支え合い連絡会や給食会、ふれあい喫茶やサロン等つどの場にて民生委員、友愛訪問員、地域住民に情報を提供します。

### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の介護支援専門員からの相談、ケアプラン作成への指導、同行訪問を行い、支援困難ケースについては、センターの各専門職種、関係機関とも連携のうえ、ケース検討会を開催して具体的な支援方法を検討し、助言指導を行います。

今年度も引き続き、当センター主催で圏域内の介護支援専門員を対象に情報交換会を開催しま

す。また、区内の主任介護支援専門員によるワーキングチームに参加して、主任介護支援専門員に対しての研修会を企画・開催します。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

本人の能力、家族や地域のインフォーマルなサービス・社会資源を活用し、生活機能低下を防止し、自立した生活への意欲を向上させ、自立支援を目的とした、介護予防サービス計画を作成します。サービス担当者会議の開催により、専門的な意見も聴取し、定期訪問以外にも必要に応じて、利用者宅を訪問し、モニタリングを行い、計画の達成状況についても評価を行います。

目標は日常生活の中から身近な目標を立てるようにし、介護予防サービス計画書には専門用語を使わないよう工夫します。

介護予防への意識を持っていただくためコミサが事業に参加している地域住民や、担当している利用者に対して普及・啓発を行います。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

地域支え合い推進員を中心として、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるよう地域住民同士で見守り・支え合える地域作りを行います。圏域内にある社会資源の情報の収集・把握を行います。地域の課題やニーズの発見・共有が行なえるように小地域支え合い連絡会の開催、各地域での行事に参加していきます。

また、区社会福祉協議会やふれあいのまちづくり協議会等の関係機関と連携することで社会資源の発掘、開発に努めます。

引き続き、住民主体の集いの場の後方支援を行っていきます。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

令和元年8月に開催予定であった圏域内での「高齢者声かけ体験」が新型コロナの影響で延期となったため、今年度も引き続き関係機関に協力を求め実施できるよう働きかけていきます。

介護疲れによる共倒れ、虐待につながらないように介護リフレッシュ教室を年6回開催（4月は新型コロナ感染拡大防止のため中止）し、茶話会形式で情報交換を行い認知症に対する理解、介護方法を学ぶ機会、息抜きが行える場を介護者に提供します。また、ケアマネジャーや民生委員等に対して介護リフレッシュ教室の案内を続けていきます。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

地域支え合い推進員だけでなくセンター職員も小地域支え合い連絡会や地域行事等に積極的に参加します。

圏域内のひとりぐらし高齢者、若々世帯に対してセンター独自の機関誌「なないろ」を発行（2ヶ月に1回）し、センターの広報を行なうとともに情報提供を行ないます。また、地域の給食会にもセンター職員が交代で出席して、地域住民・関係者と顔なじみの関係をつくり、地域の情報収集を行なっていきます。

#### 10. 医療機関との連携について

灘区在宅ケア推進会（区医師会・区歯科医師会・区薬剤師会、区あんしんすこやか係、区社協、区あんしんすこやかセンター、えがおの窓口連絡会、訪問看護連絡会、訪問介護連絡会、デイサービス・デイケア連絡会）への参加を続け、「顔の見える関係」「医療と介護の連携の強化」を図

っていきます。

医療介護サポートセンター主催の多職種連携勉強会「さくら塾」への参加も継続していきます。

#### 1 1. その他関係機関との連携について

虐待ケース・支援困難ケース等は、神戸市成年後見支援センター、法テラス、あんしんサポートセンター等の権利擁護事業、医療機関、サービス事業所、施設、民生委員、地域団体等と支援できるよう連携をはかります。また、あんしんすこやかセンター連絡会、各サービス事業所連絡会の研修に参加する等連携をはかります。

#### 1 2. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

高齢者の生活を地域で、できる限り継続して支える為には、本人の意思を尊重し、本人の能力を活かすことが出来る援助計画を作成し、提供されるサービスについてはNPO、ボランティア、団体、社会福祉法人、株式会社等多岐にわたって運営される事業所の様々な情報を提供し本人の選択において決定します。

要支援から要介護となった場合には指定居宅介護支援事業所一覧を提示して、ご利用者・ご家族に事業所を選択していただき、確認書を取るようになります。

## 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 16

あんしんすこやかセンター名： 篠原あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について
  - ① センター職員全員が相互に情報を共有し、業務全体をチームとして支える。  
情報共有をするために毎朝約30分～45分のミーティングを開催する。  
（主に当日のスケジュール、前日の相談内容、気になる事例の検討、研修・会議などの報告）
  - ② 相談業務に常時対応できるような体制づくり。  
来所や電話に対応できるよう最低1～2名は常駐する。（当番制）
  - ③ 24時間相談体制  
閉業時は転送となり、センター職員の携帯電話に連絡が入る体制にしている。（輪番制）
  - ④ 広報活動  
・センターについて理解と協力を深めるため神戸市が作成したパンフレットやセンター独自で作成した広報誌等を活用し、関係機関への配布等を行い地域住民や関係団体へ積極的に広報する。  
・地域住民等へフレイルチェック、介護予防啓発をする為に神戸市が作成したリーフレット等を活用し広報する。
  - ⑤ 職員個人とセンター全体のスキルアップ  
必要な研修の参加とセンター内では定期的にテーマを決めた勉強会を行い、又事例検討会も適宜開催し自己研鑽する。  
自己研鑽することによってセンター全体の質の向上に努める。
  - ⑥ 個人情報保護の為に、個人情報の重要性を認識し個人情報保護法等を遵守する。  
ケースファイルは鍵のある棚に保管し、又パソコン内の個人情報のデータが漏えいしないようなセキュリティ対策を講じている。他事業所や関係機関に情報提供する場合は、神戸市の規定に基づき最小限の取り扱いをする。
2. 職員の配置について  
看護師1名、主任介護支援専門員1名、社会福祉士2名、地域支え合い推進員2名の4職種、介護予防プランナーとして、介護支援専門員2名以上を配置する。（資格保持者として看護師2名、主任介護支援専門員3名、社会福祉士3名、介護支援専門員8名が在職している）

### 3. 総合相談支援業務について

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが出来るよう、支援を必要とする高齢者を把握し、様々な相談を受けどのような支援が必要か検討し、適切な機関やサービスに繋げるように努める。

- ① 本人、家族、近隣住民、民生委員等からの様々な相談を受け、的確に状況判断し必要に応じて実態把握のための訪問をする。
- ② 相談者自身で解決できるものは、必要な情報を提供し自己解決をしていただく。必要に応じて関係機関へ繋ぐ。
- ③ 継続的・専門的に対応する必要があるケースは、定期的な実態把握を行い個別の支援を行う。
- ④ 要介護認定とサービス利用の相談があった場合は対象となる高齢者の状態や希望するサービスに応じて総合事業の利用に繋げる。

### 4. 権利擁護業務について

権利擁護は、高齢者の心身の状況・経済的な問題・家族間の人間関係等、複雑な問題が絡むことが多く、デリケートで専門的な対処を要することから、社会福祉士はもちろんのこと、4職種が協働し関連機関と連携するように努める。

- ① 虐待ケースについては通報を受けた後、早急にセンター内で協議し実態把握（情報収集）を複数で行う。また、コアメンバー会議及びケース検討会議を開催し関係機関との役割分担を明確化し、状況の変化に応じて対応方針を区と検討する。
- ② 成年後見制度の利用支援については制度の広報に努めると共に、身寄りのない高齢者をはじめ、必要な高齢者の申し立て支援に努め、区・神戸市成年後見支援センター・リーガルサポートセンター等の関係機関と連携する。
- ③ 消費者被害や特殊詐欺については今後も被害が拡大する事が予想されるためタイムリーな情報を収集し地域住民への広報・啓発に努め、神戸市生活情報センターや警察等と連携する。
- ④ 今年度改定された「高齢者虐待対応の手引き（第3版）」をセンター職員全員で読み込み、迅速かつ適切な虐待対応ができるように努める。

### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が自立支援型のケアマネジメント業務が行えるための支援をする。

- ① 日常的個別指導・相談
  - ・ケアプラン作成やサービス担当者会議参加等の個別相談に応じる。
  - ・事例検討会や研修等により介護支援専門員の問題や課題を解決できる能力を高め資質向上を図る。
- ② 支援困難事例等への指導・助言  
介護支援専門員が抱える困難事例について、4職種の協働のもとアセスメントを行い具体的な支援方法を検討し、同行訪問も含め指導助言等を行う。ケースによっては個別地域ケア会議を開催する。
- ③ 包括的・継続的なケア体制
  - ・地域ケア会議を開催し医療・保健、福祉・介護の関係者、民生委員、ボランティアなどの

連携体制を構築する。

・多職種の専門性を理解し顔の見える関係性を強化する為に昨年度開催した※『事例検討』への参加対象者はもちろん、訪問介護事業所、通所サービス等にも対象を拡大し、医師や専門職を招いての勉強会等を通して、共に学びつつ、連携強化を図っていく。また継続して『事例検討』の機会を持ちたいとの意向もあるため、今後、細かく意向を汲み上げながら、開催規模を調整し、定期的かつ自主的な開催に繋げていく。

※『事例検討』：平成30年度、令和元年度と2年連続して、『事例検討』のすすめ方等について学びながら、介護支援専門員より実際に担当しているケースの提供を受けて事例検討を行った。令和元年度は、参加対象者に訪問看護事業所や地域医療連携室/ソーシャルワーカー等を加え、多職種での事例検討を行い、介護支援専門員のマネジメント力のスキルアップと同時に、他職種の視点の理解と連携の重要性について学ぶ機会とした。

・インフォーマルなサービスについても、社会資源が円滑に活用できるよう情報収集に努め適切に情報を提供する。

④ 介護支援専門員同士のネットワークづくり

居宅介護支援事業所の介護支援専門員と定期的に情報交換会や研修、上記『事例検討』などを行う中で、介護支援専門員同士等が顔の見えるネットワークを構築し、連携できるよう支援する。

6. 介護予防ケアマネジメント業務について

① 高齢者の自立を支援するための考え方として、(1) ケアマネジメントの基本の再確認 (2) ケアマネジメントプロセスの協働化 (3) インフォーマル資源とケアマネジメントが示されている。この視点をもちケアマネジメントしていく。

② 利用者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようなプランを立てる。「本人ができることはできるだけ本人が行う」ことを基本とし、本人の主体性を大切に生活意欲を引き出すよう心がける。さらに、具体的な目標を明確にし、利用者に応じた効果的な支援計画を作成する。なお、指定居宅介護支援事業者に委託する場合、神戸市の「適正なマネジメントの指標」に従い、要件を満たしているかどうかを確認する。また自立支援に資するケアマネジメントが行えているかの視点でアセスメント、マイケアプランを確認していく。

③ 介護予防の必要性が理解できるようなマネジメントを行い、フレイル状態にある利用者に対しては介護予防事業など(フレイル改善通所サービスなど)をプランに位置付ける事ができるように心掛ける。

④ 災害時の避難場所や緊急連絡先などをマイケアプランに位置付け利用者が日頃から意識できる。

又、サービス担当者会議などにおいてチーム全体で共有する。

7. 地域支え合い活動推進事業について

地域ケア会議を基に地域住民が高齢化の実情を自分たちの問題として理解し、自主的な取り組みが行えるよう働きかけ、地域の支え合い体制づくりを推進する。

① 地域診断にて地域課題の整理、地域の高齢者生活支援ニーズ把握と事業者、商店、住民など

の自主的活動も含めた社会資源の把握を行う。

- ② 地域住民や関係者と地域課題の共有化を図り、地域のネットワークを構築する。
- ③ 地域行事などへ積極的に参加し、地域の様々な団体等との顔の見える関係づくりを強化する。
- ④ 地域ケア会議にて抽出された地域に求められる社会資源の創設、不足する生活支援活動の立ち上げの支援をする。また、ボランティア等の発掘やつどいの場支援事業や居場所づくり型事業を利用したコミュニティづくりに努める。
- ⑤ 今年度は地域診断できていない地域の構成団体にアプローチし情報収集に努め地域診断を行う。フレイル予防支援事業など介護予防啓発を行うとともに地域ケア会議の開催につなぐ。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

- ① 地域の中で認知症を正しく理解し、対象者を見守るための啓発を行うため、認知症サポーター養成講座を年1回以上は開催する。
- ② 地域住民以外の商店街組合、コンビニ、銭湯、郵便局、小学校、中学校、(教員や保護者)へも継続したアプローチをする。
- ③ 地域で介護予防教室を開催し認知症予防の取り組みを継続する。
- ④ 認知症神戸モデルの普及啓発に努め、対象者を早期に見出し専門医に繋ぎ認知症の進行を防ぎ適切な支援を受けることが出来るように努める。又繋ぐことが困難であるケース等は認知症初期集中支援チームと連携する。
- ⑤ リフレッシュ教室を通じて家族の介護負担軽減等の支援に努める。
- ⑥ 高齢者安心登録事業を普及させる。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

- ① 民生委員・友愛訪問員とは定期的に小地域支え合い連絡会を開催し、地域の見守り活動の向上、地域課題等について情報交換を行う。個人情報取り扱いに留意すると共に日常的に相互の連携を図り信頼関係の構築に努める。
- ② 住民活動の中心的役割を担っている老人会・婦人会・自治会・ふれあいのまちづくり協議会・商店街組合等へのアプローチを継続して行い介護予防啓発・広報活動等を通じて4職種で働きかけを行う。

#### 10. 医療機関との連携について

- ① 地域包括ケアシステムの構築にあたり病院の地域医療連携室(ソーシャルワーカー、看護師等)や地域の居宅介護支援事業所、訪問看護・訪問リハビリ、訪問介護等関係者との相互の連携を強化し安心して在宅生活のための多職種のシステム構築、医療と介護の円滑な連携システムを構築する。
- ② 医療介護サポートセンター主催の在宅ケア推進会議に参画し、さくら塾等に参加し多職種連携を強化する。
- ③ 認知症の早期発見、早期治療が可能となる為に迅速に医療に繋ぐよう主治医との連携を図る。
- ④ 地域ケア会議へ専門職としての助言する役割を担ってもらえるように日頃から顔が見える関係づくりを行う。

#### 11. その他関係機関との連携について

- ① 地域包括ケアシステム構築にあたり民生委員や他の地域団体、行政、警察署、消防署、専門

家、NPO やインフォーマルグループ等を含めた関係機関との連携を図り、地域の高齢者を支えるネットワークの構築に努める。

- ② 圏域内の商店街や銀行、郵便局、コンビニ、銭湯等へ積極的に働きかけを行い、認知症啓発、介護予防啓発、広報活動に努め連携を強化する。
- ③ 地域ケア会議等の場を通じ地域が抱える課題の把握に努め、上記関係機関と連携を図る。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターは「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法制度を遵守し公正で中立性の高い事業を行う。

- ① センター事業への人員・設備・運営に関する基準を遵守する。
- ② 介護サービス事業所等の紹介や指定介護予防支援業務の委託先の選定を行う際には事業者の適切な情報の提供を行い利用者の意向を優先する。希望がないときはリストを提示し利用者を選択してもらう。



## 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 17

あんしんすこやかセンター名： 王子あんしんすこやかセンター

令和2年度あんしんすこやかセンター事業において、以下の通り取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

- ・高齢者総合相談窓口としての業務を進めるにあたり、窓口業務は月曜日から土曜日の9時～18時までとし、土曜、祝日においては利用者、家族の利便性に配慮し開所する。
- ・24時間対応については、マニュアルを整備し、夜間及び日曜日については電話相談を専用携帯電話へ転送し、センター職員が交代で対応できる体制とする。転送電話にて相談受付を行った場合、担当者へ連絡できる体制をとっており、即時対応出来る状態を維持する。

### 2. 職員の配置について

- ・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員の計5名を配置する。それぞれの専門性を活かしつつチームとしての連携を図り総合的に業務が行えるようにする。シルバーハイツの見守り援助員を1名非常勤で配置する。予防専任プランナーを2名配置。事務作業の効率化のため、事務職員を1名配置している。

### 3. 総合相談支援業務について

- ・各職員が電話、来所、その他(医療機関・地域団体等)からの相談に関して幅広く対応する。
- ・各職員が共通の認識を持ち、内部のコミュニケーションを円滑にするため、毎日の朝礼、昼礼時に情報共有を徹底し、必要に応じ、ケース検討を行うチームアプローチを基礎とする。
- ・一般高齢者、地域住民に対し、相談窓口としてのあんしんすこやかセンターの広報、啓発を行うために、自治会等に積極的に働きかけて協力を得て、センター主催の行事や活動の案内を効率的に地域に届けることができるようにする。

### 4. 権利擁護業務について

- ・認知症高齢者や独居高齢者が安心して暮らしていくために成年後見制度の利用を本人、家族、介護支援専門員等、様々な機関と連携し具体的な提案を行っていく。また、困り事は無いが、身寄りのない高齢者、地域住民向けに対しては、制度の活用についての情報提供など啓発活動を行っていく。
- ・高齢者虐待の早期発見に努め、事例の発生時には『神戸市高齢者虐待マニュアル』に沿って、チームアプローチによる情報収集やコアメンバー会議の開催など関係機関と連携を密にとり適切、迅速に対応する。
- ・消費者トラブルを防ぐため、既存の社会資源などへ出向き、高齢者や地域住民向けに消費者被害の予防や事例紹介など啓発活動を行っていく。
- ・困難事例への対応について、支援困難事例に関する介護支援専門員への適切な指導、助言並びに地域の介護支援専門員とのネットワーク強化に取り組んでいく。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について
  - ・地域の介護支援専門員が必要としているネットワークの構築や資質向上を図るための研修を年3回企画、実施していく。
  - ・地域の介護支援専門員が相談しやすい環境とつながりを大切にしていくとともに介護支援専門員との情報共有とネットワークの構築を図っていく。
  - ・灘区主任介護支援専門員の集いを年2回実施していくことで、主任介護支援専門員同士の繋がりの構築を図っていく。
  - ・家族介護者のためのリフレッシュ教室について、在宅介護を行っている家族などに対して、介護者相互の情報交換等のために年6回開催していく。
  
6. 介護予防ケアマネジメント業務について
  - ・介護予防ケアマネジメントマニュアルを遵守しながら、事業対象者、要支援者の介護予防ケアマネジメントを実施し、利用者の介護予防に向けた取り組みを支援する。
  - ・指定居宅介護支援事業所に委託する利用者について、円滑な介護予防ケアマネジメント業務を進めることが出来るように委託先事業者と連絡・連携を密にとる。
  - ・介護予防普及啓発事業では、「フレイル予防」や「イベント型」を地域の会場を借りて啓発活動を行っていく。
  
7. 地域支え合い活動推進事業について
  - ・安否確認を中心とした支え合い活動にとどまらず、高齢者の地域での生活を支えられるように区、区社協や圏域の住民、地域団体等と協力・連携し高齢者支援体制の構築を進める。
  - ・生活支援サービスの充実のためコミサが事業や神戸市の諸施策を活用し圏域の生活支援、介護予防の基盤整備に取り組む。
  - ・地域や高齢者のニーズ把握 地域の高齢者の生活状況や課題、不足する社会資源の情報をつかむため、区社協と連携をして、圏域の高齢者等を対象にアンケートやインタビューなどで調査を行い、個別課題や地域課題の把握に取り組んでいく。
  - ・地域課題の発掘について、カフェ、茶話会など住民主体の活動の場面への参加を通じ、社会資源の把握や地域の課題把握を行っていく。
  - ・市営住宅内シルバーハイツの見守り活動を充実させるために住民主体の活動の後方支援を行い、市営住宅全体のコミュニティの再構築を目指す。市営住宅内の自治会をはじめ、市営住宅外の近隣の自治会等とも連携し、近隣地域に開かれた市営住宅というコンセプトで拠点づくりを進めていく。
  
8. 認知症に関する取り組みについて
  - ・健常者と認知症の間になる、MCI（軽度認知障害）の予防をしていくことができるように、介護予防の啓発を行う。必要に応じて、かかりつけ医や認知症サポート医、オレンジチーム、こうべ認知症生活相談センターとの連携を図っていく。
  
9. 民生委員等地域との連携について
  - ・民生委員、自治会等、地域のインフォーマルな社会資源と連携を深め、地域の状況を把握し、的確に介護予防の推進や、支援困難な事例の問題解決に結び付けていく。

- ・地域の高齢者に対し、地域団体と連携して定期的な交流の場を提供し、コミュニティの形成に役立てる。
- ・地域ケア会議や小地域支え合い連絡会を通じて、定期的に双方向のネットワークの構築や情報提供、意見交換を行う。

#### 10. 医療機関との連携について

- ・介護予防マネジメントに必要な医療情報を共有するため、主治医との連携を図っていく。
- ・病院内のMSWとコミュニケーションを図り、高齢者の在宅生活ができるように医療と介護の調整役として迅速に対応する。
- ・灘区在宅ケア推進会において、三師会との良好な関係性を基に、圏域内においても、医院・歯科医院・薬局と連携を保つことができるよう、地域ケア会議などを通じて、ネットワーク構築を図っていく。また、灘区介護・医療サポートセンターとの関係性構築を図っていく。

#### 11. その他関係機関との連携について

- ・市、区、他のあんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、ふれあいのまちづくり協議会引きこもり相談支援室、介護サービス事業者、警察、消防、教育機関、NPO 団体などと友好的に連携を深め、地域のネットワーク構築を図っていく。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

- ・当法人運営の施設、居宅サービス事業所より、あんしんすこやかセンターの事業所を独立分離させており、公正・中立を保つことのできる環境を維持している。
- ・相談者の意思を最大限尊重しながら、必要な支援を自らの意思で選択できるよう、偏りのない有効な情報提供を行っていく。

## 令和2年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号： 18

あんしんすこやかセンター名： 西灘あんしんすこやかセンター

平成年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

### 1. 運営体制（24時間相談体制も含む）について

高齢者が居宅において可能な限り、その人らしい生活が出来る様に、また地域における介護の中核機関として機能が出来る様に、各専門機関と連携を密に図り、よりよい支援体制を維持し、地域包括ケアシステムの構築が実現するような取り組みを行っていく。

夜間、休日については、当センターは併設施設（ハッピータウン KOBE）の宿日直員が第一報を受け、センター職員に連絡を貰う形となっている。その際に常にスムーズに連絡がとれるように、相談の連絡票を充実し、センター職員が出勤後に宿日直員から情報を聞き取り、スムーズな対応を行えるよう、見直しを行う。

### 2. 職員の配置について

相談内容は年々困難事例等が増え、複雑多様化している。その為、職員一人一人が、あらゆる事態に備え専門的かつ総合的な視野に立って活動できるように、常に各々が専門分野での自己研鑽を行う。また日頃から職員同士の情報の共有と意見交換やミーティングを行いながら業務の質の向上を図る。

### 3. 総合相談支援業務について

総合相談支援業務に関しては、4職種と予防専任が協働して窓口対応し、介護予防ケアマネジメントや権利擁護・包括的継続的ケアマネジメント事業など必要な支援につなげることで、対象者がその人らしく安心して地域で生活できると考える。その為には社会資源の情報収集を行い、相談者に対して適切な情報を提供できるような体勢を整える。

### 4. 権利擁護業務について

センター職員は、日頃の支援業務には権利擁護の視点から、地域で生活する高齢者の代弁者であることを心掛ける。業務としては、神戸市成年後見支援センターや法テラスなどの各関係機関と利用者の橋渡しを行い、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用に繋げる。また消費者被害等については、被害発生時に神戸市消費生活センターや警察等へ相談を行い、クーリングオフ制度の活用等を行うことで被害の回復に繋がる支援を行う。高齢者虐待については、虐待の早期発見・防止に繋がるよう、高齢者や養護者と関わることが多い居宅介護支援事業所などのサービス事業所や警察など関係機関から頼られるセンターを目指す。万が一発生した場合の通報時には「神戸市高齢者虐待対応の手引き」に沿って、実態把握・情報収集を行う。行政や警察等関係機関との早急な連携・役割分担を確認しつつ、具体的な支援の方法を構築の上、対応して行く。虐待・消費者被害・成年後見制度の権利擁護の啓発について、入手した情報を小地域支え合い連絡会やふれあいまちづ

くり協議会などの地域住民の集いの場へ提供を行う。

また圏域内サービス事業所にも情報提供を行い予防啓発に努め、権利擁護を推進していく。

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

平成 18 年に当センターが創設以降、包括的・継続的ケアマネジメント業務に関しては、担当介護支援専門員が主体的に取り組めるよう、保健・医療・福祉の各専門職との連携を図ってきた。今後も支援者支援としての立場をより理解しながら、ケアマネジャーをはじめ事業者のサポートを継続的に行なっていく。また、地域の実情に合った地域ケア会議を開催し、地域包括ケアを進めていく。

#### 6. 介護予防ケアマネジメント業務について

要支援 1, 2、事業対象者の認定を受けた方のケアマネジメントについては、介護予防の観点から、利用者に寄り添いながら、その方なりの自立できるようにマイケアプランを作成する。

職員のスキルアップの機会を作り、また問題を一人で抱え込まないように、定期的なミーティングを行う。

さらに定期的集いの場などの地域の行事に出向き、神戸市作成のパンフレットを用いて、フレイル予防について説明をする。その際にフレイルになる恐れのある人については、積極的に対応していく。

#### 7. 地域支え合い活動推進事業について

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の推進を図りながら、地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティ作りを支援することを目指す。今後も地域団体の行う会議や行事などに必要随時、参加し、住民との交流を継続する中で、新たな地域の社会資源や団体の把握、さらに地域の新たな担い手の発掘をしていく。

コミュニティサポート育成支援事業については、令和 1 年度のコミサポの助成は終了するが、センターは住民主体で継続できるように見守り、課題があれば意見交換が出来る関係は維持していく。

地域の集いの場から住民相互の見守りのネットワークが生まれるように集いの場と地域のリーダー、区社協、センターとの連携が出来るよう後方支援を行う。その中で地域の課題が生まれれば、適宜地域ケア会議等も検討していく。また地域住民から住民主体での新規サロン立ち上げの要望があれば、センターは社会資源の情報提供を行い、後方支援を行う。

#### 8. 認知症に関する取り組みについて

地域住民に、認知症についての早期発見し、気軽に受診が出来るように、認知症「神戸モデル」を、地域の集まりや、給食会等に参加し広報していく。

平成 30 年度圏域内で認知症高齢者声かけ訓練を行った。今年度はその他の地域の意向を聞きながら、認知症高齢者声かけ訓練を行い、必要があれば認知症サポーター養成講座も併せて開催する。

認知症にかかる困難事例についてオレンジチームと連携し、適切に医療と介護に繋げる。

#### 9. 民生委員等地域との連携について

地域のふれあい給食会や、ふれあい喫茶等の地域行事には必要随時に参加継続する。センターは、地域住民同士のネットワークで地域の困り事に取り組んでいけるように地域の力を信頼し後方支援していく。民生委員児童委員、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会、老人会などの幅広い関係者間の交流のきっかけを作ることにより、地域の支え合いを広げ、互助力を高めていくように活動する。

民生委員、友愛訪問員と「小地域支え合い連絡会」を年に数回開催し、センターと地域との見守りの情報交換を行いながら、地域の課題について意見交換を行い、住民相互の見守り体制を定着させていく。

#### 10. 医療機関との連携について

当センターでは、近隣の病院の地域連携室や MSW を通じて、対象者の情報について連携はスムーズとなっている。また近隣の医院やクリニックの医師、薬剤師とは、随時電話、FAX 及び訪問を行い、医学的観点からの留意事項を十分に配慮し、心身状況にあった対応を行えるように個別性に配慮した支援策を打ち出していく。今年度は、圏域内の開業医を中心に医療機関に出向き、神戸市が行っているフレイル予防について、相談先はあんしんすこやかセンターであることの説明を行う。また介護保険サービスに繋ぐ必要がある場合についてもあんしんすこやかセンターが窓口であることを啓発し、連携を深める。

#### 11. その他関係機関との連携について

高齢者の生活支援のためには、行政・警察・消防等を含めた保健・医療・福祉・教育の関係機関との連携は欠かせない。また、自治会や地域の様々な団体、学生などのボランティアグループ、加えて地域の商店や学校・幼稚園・保育園などの教育機関を含めたネットワークを形成し地域の多様なニーズに対応できるように努めていく。ふれあいまちづくり協議会や地域自治会の定例会等へも必要随時参加して、幅広いネットワーク構築を努めていく。

また日頃から地域のサービス事業所、居宅介護支援事業所や他センターと交流を深め、少なくとも年に1回は、情報交換会を開催する。

#### 12. 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

集団指導内容や新しい事業のガイドラインに沿いながら、より一層公正中立なセンター運営が出来るように法人も含め、確かめ合っていく。日ごろから圏域内外を含め、社会資源を幅広く収集し、要支援者や事業対象者、地域住民には適切な情報提供を行い、利用者及びその家族の意思を尊重し、ホームページやえがおの窓口一覧表を活用して、利用者が自らサービスを選定、意思決定できるように努める。

介護予防ケアマネジメント対象者が  
要介護状態となった場合の取り扱い  
について

—指定居宅介護支援事業所の選定に  
おける確認書の受理状況—





## 介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合の取扱いについて

圏域内の介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態となった場合に、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者への引き継ぎ方法について、次のとおりとする。

### 【対象者】

地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行っていた事業対象者や要支援者（サービス利用していない人も含む）

### 【指定居宅介護支援事業者の選定について】

1. 選定にあたっては利用者の希望する指定居宅介護支援事業者を優先する。
2. 利用者の希望する事業者がない場合は、地域包括支援センターより指定居宅介護支援事業者リスト（区内）を提示し、利用者が選択する。
3. 「指定居宅介護支援事業者の選定における確認書（別紙）」に利用者が署名する。

### 【利用者が確認書を記入しない場合】

利用者が確認書を記入しない場合は、その理由を支援経過記録用紙に明記する。

《平成19年3月22日市運営協議会決定》

《平成29年2月9日市運営協議会改訂》



介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になったときの確認書の使用状況  
 灘区 (R1年度)

センター名	要介護 になった 人数(A)	事業者 未決定 人数(死 亡等) (B)	確認書 必要人 数(C)=(A)-(B)	確認書あり			確認書なし							
				件数 (D)=(E)+(F)	本人希望による事 業者決定(E)	一覧表提示による 事業者決定(F)	件数 (G)=(H)+(I)+(J)+(K)	本人 拒否 (H)	本人 死亡 (I)	入院中 (J)	その他 (K)	その他の理由		
													0%	0%
高羽	40	5	35	31	89%	4	11%	0	0%	0	0	0	0	
六甲摩耶	40	4	36	33	92%	3	8%	0	0%	0	0	0	0	
六甲	40	11	29	21	72%	8	28%	0	0%	0	0	0	0	
大石	91	16	75	53	71%	22	29%	0	0%	0	0	0	0	
篠原	80	12	68	50	74%	18	26%	0	0%	0	0	0	0	
王子	40	5	35	32	91%	3	9%	0	0%	0	0	0	0	
西灘	51	11	40	18	45%	22	55%	0	0%	0	0	0	0	
合計	382	64	318	238	75%	80	25%	0	0%	0	0	0	0	



令和3年度以降の  
あんしんすこやかセンター  
の運営について



## 令和3年度以降のあんしんすこやかセンターの運営について

### 1. 圏域について …別紙のとおり

日常生活圏域にあわせて圏域を変更する。

なお、変更については、東灘区からの提案があり、令和元年度第2回神戸市地域包括支援センター運営協議会において承認されている。

### 2. 契約内容について

#### (1) 委託期間

募集条件として令和3年4月1日から令和9年3月31日まで（6年間）を予定し、契約は単年度ごとに締結する。

#### (2) 業務内容

①介護予防ケアマネジメント事業

②介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合相談支援業務

③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業

④支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務

⑤神戸市介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務

⑥認知症の人にやさしいまちづくりに関する業務

⑦健康寿命延伸の推進に関する業務

←介護予防普及啓発・介護予防把握事業  
介護予防評価事業情報収集業務

⑧介護リフレッシュ教室開催事業に係る業務

⑨地域支え合い活動推進事業に係る業務

⑩災害に関する支援業務（新）

⑪シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業に係る業務（※該当圏域のみ）

### 3. 運営法人の決定について

令和3年度以降の委託先については公募により決定する。

#### 4. 今後のスケジュール

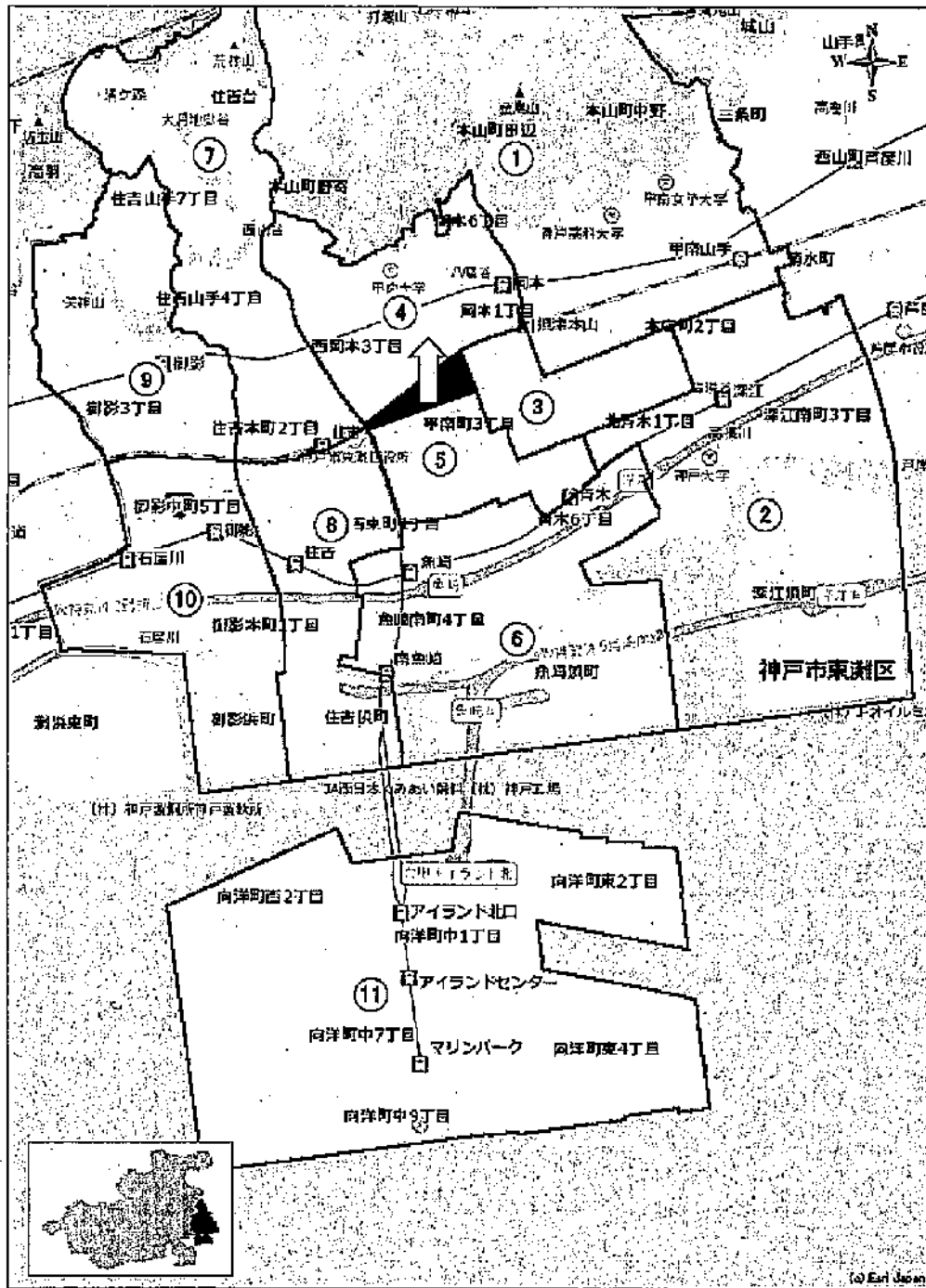
時期	内容	備考
8月13日	第2回地域包括支援センター評価委員会	選考基準の決定
8月下旬	公募要領公開	
9月上旬	公募説明会	
9月下旬 ～10月上旬	応募受付	
11月下旬	第3回地域包括支援センター評価委員会	選考
12月下旬	第2回市地域包括支援センター運営協議会	選考結果報告
3月	新法人引継ぎ	
4月	運営開始	

#### 5. 次回の区運営協議会について（案）

公募の結果について報告するため、令和2年度第2回区運営協議会を開催する予定（書面開催を含む）。



おんしんすこやかセンター圏域地図(東灘区)



圏域 No.	現行センター名	地名	新圏域 No.	移動先センター名	高齢者数 (R2.6 末時点)
5	魚崎北部	田中町 3～5 丁目	4	本山西部	800 人



# 区運営協議会における 報告事項の見直しについて



## 区運営協議会における報告事項の見直しについて（案）

### 1. 提案内容

現在、区地域包括支援センター運営協議会において、公正・中立性の確認のため「介護予防ケアマネジメント対象者が要介護状態になった場合の取り扱い」について報告を行っているが、長期間適正な状態を維持しており、市による報告のみで確認が可能である。

ただし、確認書が必要な対象者について確認書がとれなかった場合のみ区運営協議会での報告を行うとともに、市運営協議会であわせて報告を行う。

### 2. 適用開始年次

令和3年度より上記のとおり実施することとする。

### 3. 介護保険法関係条文

介護保険法施行規則第140条の66 第2号ロ

「地域包括支援センターの設置運営について」（老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）